

「首相の靖国神社参拝は違憲」判決に関する声明

2005年10月13日

日本バプテスト連盟理事会

理事長 平良 仁志

小泉首相の靖国神社参拝は、「内閣総理大臣としての職務行為であり、憲法20条3項が禁止する宗教的活動にあたり違憲（政教分離規定違反）である」との明快な判決が、昨年4月の福岡地裁に引き続き、9月30日、大阪高裁からも出された。

判決は、台湾人116名を含む原告らの損害賠償については結論として、「権利ないし法的利益が侵害されたものとはいえない」と退けた点など、課題を残しはした。

しかし、首相の靖国神社参拝について「国が靖国神社を特別に支援しており、他の宗教団体とは異なり特別なものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものといわざるを得ず、その効果が特定の宗教に対する助長、促進になると認められる」とその違憲性を明確に指摘、更に、思想及び良心の自由、信教の自由などについては、憲法19条、20条第1項により、「人は、信教の自由の内容として、公権力による強制のみならず、圧迫、干渉を受けない権利ないし利益をも有するものと解すべきである」「思想及び良心の自由、信教の自由の内容として、戦没者をどのように回顧し祭祀するか、しないかに関して、公権力の圧迫、干渉を受けずに自ら決定し、これを行なう権利ないし利益を有すると解する余地が全くないわけではない」とまで言及した画期的、かつ正当なものである。

これは当然といえば当然の判決内容であるが、先の「小泉圧勝」という選挙結果をうけて憲法9条、20条などの改憲がさらに画策されつつある状況の中で、この判決を行なった大阪高等裁判所の良識と勇気を高く評価し、感謝したい。また、多くの新聞社説も、この判決を支持ないし重視している。

小泉首相は、この判決に対して同日の衆院予算委員会で、「どうして憲法違反なのか理解に苦しむ」とした上で、年内参拝については「適切に判断する」との発言をくり返した。小泉首相は、諸外国からの反対の有無にかかわらず、自ら「靖国神社参拝は中止する」と「適切に判断」すべきである。

国家や政治権力は、戦争などの悪事を推し進める時、しばしば教育と宗教を利用してきた。今日、教育利用では「君が代・日の丸」の強制や教育基本法の改悪、宗教利用では一

連の「ヤスクニ問題」などが引き起こされる中で、イラク派兵が強行され、わが国は、再び、戦争のできる国になりつつある。

しかし、「平和を実現する人々は、幸いである」と教えられたキリストを信じる者・教会は、いかなる武力・暴力も、また戦争への巧妙な形での参加も認めることはできない。そして自衛隊員であろうと誰であろうと殺されてはならない、殺してもならない、殺させてもならない。自衛隊をイラクから撤退させるべきである。

信教の自由・政教分離は全ての人権や平和の防波堤であるから、いささかでも侵される時、その他の様々な人権も言葉巧みに侵害されていき、やがて、平和が破壊されていく。防波堤の破損は微小に見えても、気づいた者が声を上げ補修していかねばならない。

国家の宗教利用だけでなく、宗教の側も政治権力に擦り寄り、利用、癒着し、それによって、双方は墮落し、他宗教に対して非寛容になっていった。これはキリスト教の歴史も例外ではない。その自らの反省に立つと同時に、特に信教の自由・政教分離原則を重要な信仰的主張としてきたバプテストとして、改めて、自らと国家が再び過ちをくり返さないためにも、「私たちは信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する。教会は国家に対して常に目をそそぎ、このために祈り」(日本バプテスト連盟信仰宣言)つつ歩み続ける。